

# 平成 30 年度第 1 回北海道農業・農村振興審議会 議事録

日時：平成 30 年 8 月 29 日(水) 13:00～14:55

場所：TKP 札幌ホワイトビルカンファレンスセンター ホール 2B

## 1 開会

### ○山根主幹

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成 30 年度第 1 回北海道農業・農村振興審議会を開会いたします。

私は、農政部農政課の山根と申します。よろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、柳村会長から、御挨拶をいただきます。

## 2 挨拶

### ○柳村会長

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、ご多用の中お集まりいただきましてありがとうございました。

さて、本年 4 月から主要農作物種子法が廃止となりまして、従来、都道府県に義務づけられておりました稲・麦・大豆の種子の生産に関する法的根拠が失われるということになりました。この事態に対応して、道は、新たに条例を制定してこれら種子生産の維持強化を図る体制を構築する方向に向かっております。

そこで、本日の審議会においては、第一に、条例制定に向けて配慮すべき事項などについての意見交換を行いたいと思います。第二には、条例案の細部について専門家を交えた検討を行うために、本審議会に部会を設けて、審議を付託する、そういう予定であります。この 2 点が本日の主要な議題となります。

本件につきましては、今朝の北海道新聞でも大きく取り上げられておりまして、農業関係者のみならず、一般の道民の関心も高いと認識しております。それに応えまして、北海道農業を力強く後押しする条例の制定に向けて、本審議会でも議論を重ねてまいりたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### ○山根主幹

ありがとうございました。次に、北海道農政部長の 梶田より 御挨拶申し上げます。

### ○梶田農政部長

ただいま紹介のありました農政部長の梶田でございます。本日は、本当にお忙しい中、

御出席いただきまして本当にありがとうございます。司会の方からございましたとおり、本年度の第1回目となる審議会ということで、皆様にはいろいろな意味で御都合がある中御出席いただきありがとうございます。改めて感謝申し上げたいと思っております。

今年の作柄、皆様もいろいろなかたちで、報道等でお聞きかと思えますけど、昨年、大変良かった中で、農業者の方も今年も頑張るぞというかたちで取り組んでいただいているところではございますが、いかんせん6月は天候不順、あるいは7月上旬の長雨などによりまして、生育も今ひとつ、更には、被害等を受けた方もいらっしゃるということで、私どもも、そうした対応について迅速かつ的確に、それぞれの現場を含めて進めていくところでございます。

さて、今、会長からお話ございましたとおり、本年の一つの課題といたしまして、種子の問題もございますけども、実は、北海道、今年命名150年ということでございまして、8月5日には天皇皇后両陛下ご臨席の下に式典が開催されたところでございます。150年を振り返りまして、北海道の歴史は農業・開拓の歴史そして近代化の歴史でございます。今日、日本の食料を担うとまでいわれております北海道に対する期待は、これまでも増して高いものと、私も認識しております。そうした点からも、広い北海道が、それぞれの地域を活かして農業生産を行っているという状況の中で、農家の方々、生産者の方々、関係団体の皆様がこれまでも増してしっかり力を発揮できるようにするために、どういう施策、どういう方策を講じながら進めていくべきかというのも私たちにとって大きな課題と認識しております。TPPや担い手問題、高齢化など直面する課題はたくさんございますけれども、そうしたことを踏まえまして、ご審議をいただければと思っております。

議題といたしましては、第5期計画に基づき様々な施策を推進している中での直近の情勢のご報告をさせていただきながら、先ほどございました、種の部分につきまして、やはり生産安定のまず出発点でございますので、この点について皆様の方から様々な議論をいただいた中で、今年も私どもしっかりそうした点も踏まえ、取り組みながら出来秋に向けて、更には来年に向けて何をなすべきかということについて、考えてまいりたいと思っておりますので、今日はよろしくお願いたします。

### 3 委員の出席状況報告

#### ○山根主幹

次に、委員の出席状況についてであります。出席のご報告をいただいております、南委員はまだ到着しておりませんが、本日の会議につきましては、会議定数15名のうち、12名の委員が出席されておりますので、北海道農業・農村振興条例第33条第2項の規定により、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、農政部長から 農政部幹部職員を御紹介いたします。

○梶田農政部長

続きまして、今日出席しております、私どもの職員を御紹介させていただきたいと思  
います。まず次長の青木でございます。

○青木農政部次長

よろしくお願いいたします。

○梶田農政部長

次に生産振興局長の宮田でございます。

○宮田生産振興局長

よろしくお願いいたします。

○梶田農政部長

次に経営局長の渡邊でございます。

○渡邊農業経営局長

よろしくお願いいたします。

○梶田農政部長

次に技監の足立でございます。

○足立農政部技監

よろしくお願いいたします。

○梶田農政部長

次に技術支援担当局長の秋元でございます。

○秋元技術支援担当局長

よろしくお願いいたします。

○梶田農政部長

次に活性化支援担当局長の西崎でございます。

○西崎活性化支援担当局長

よろしくお願いいたします。

○梶田農政部長

今日ですね、実は、食の安全を担当しております甲谷推進監と局長の立花、そして農村振興局長の橋本が、別の行事、会議等が重なってございまして出席かないませんので申し訳ございませんでした。今日忙しい中、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部の竹内本部長様に出席いただいております。

○竹内本部長

よろしく申し上げます。

○梶田農政部長

以上、よろしくお願いいたします。

## 4 議事

○山根主幹

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。この後の進行につきましては、柳村会長に申し上げます。

### (1)平成 29 年度農業・農村の動向等に関する年次報告の概要について

○柳村会長

それでは、会議の次第に沿って、議事を進めてまいります。議題の 1 は、報告事項でございます。「平成 29 年度農業・農村の動向等に関する年次報告の概要について」ということです。それでは事務局方から説明をお願いします。

○野口政策調整担当課長

北海道農政部農政課の野口と申します。よろしく申し上げます。農業・農村の動向等に関する年次報告は、北海道農業・農村振興条例の規定に基づきまして、毎年、知事から議会に提出することになっております。本日、皆様にお配りしました 29 年度のものにつきましては、6 月 18 日に議会に提出したところですが、本日はその概要について資料 1 に基づきまして御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

まず 1 ページ目、第 1 部の北海道農業・農村の動向についてでございます。第 1 章の北海道農業・農村を取り巻く情勢の一つ目のマル、国際貿易交渉の動きでは日 E U ・ E P A ですとか T P P 1 1 の合意や国や道の関連対策の措置等を記述しております。

なお、現在の動きですけれども、T P P 1 1 については承認案の承認ですとか関連法案の成立などの国内手続きを完了しております。協定の発効は 6 カ国で国内手続きを終了して、寄託国に通知した 60 日後となりますが、現在、その手続きを完了しているのは日本、

メキシコ、シンガポールの3カ国でございます。また、日EU・EPAにつきましては、7月17日に東京で協定に署名が行われたところです。次のマル、農政の新たな動きでは、国の農業競争力強化プログラムによる制度の見直しや、米政策の見直しへの対応について記述しております。

下の方、第2章の北海道農業・農村の概要では、29年の1経営体当たりの経営耕地面積は28.2haで都府県の約14倍に当たること。ページを捲っていただきまして2ページに入ります。28年度の一つめのポツでございますが、農業産出額は1兆2,115億円で、全国に占める割合は13パーセントであることなどを記載しております。

第3章の農業構造の一つめのマル、農家戸数と就業構造では、本道の29年の販売農家戸数は3万6,300戸で、前年に比べ900戸、2.4パーセント減少していること。二つめ、農業の担い手の動向では、三つめのポツですが、新規就農者数は近年600人前後で推移しており、28年は566人であったこと。次の地域営農支援システムでは、TMRセンターが年々増加していること。担い手の農地の利用集積では、認定農業者等の担い手への農地の集積率が9割となっていることなどを記述しております。

3ページに入ります。第4章の安全・安心な食づくりや環境と調和した農業の推進で、一つめのマル、道産食品の安全・安心の確保では、JGAPやGLOBALG. A. P.に取り組む産地や経営体が増加していること。愛食運動の推進では、北海道米の道内食率が86パーセントと目標の85パーセントを6年連続で目標を達成したこと。環境と調和した農業の推進では、YES! clean表示制度や有機農業への取組状況などについて記述しております。

第5章の主要農畜産物の生産等の動向ですが、まず、稲作に関しまして、29年産の水稻は作況指数103となり7年連続して豊作となったこと。続きまして畑作では、まず、3ページから4ページにかけて、28年度は台風などの影響によって大幅に減収した小麦、馬鈴しょ、てん菜の収穫量が29年度は天候にも恵まれ平年並みに回復したこと。園芸では、四つめのポツにありますとおり、ワイン用ブドウ産地として、本道への注目度が高まっており、ワイナリーも増加していること。畜産では、27年度以降、横ばいで推移していた生乳生産量が、29年度には前年を上回ったことなどについて記述しています。

次の第6章、農業・農村における付加価値向上では、5ページに入ります。まず輸出の関係でございますが、一番上にあるとおり、本道から海外に輸出された農畜産物は、ながいもなどの輸出量が減少したことなどから、29年は36億7,100万円となりまして、前年に比べて4億8,200万円減少したことですとか、道内の6次産業化の取組状況などについて記述しております。

第7章の農業経営の動向では、表にございますとおり、28年の1経営体当たりの農業所得は、水田作経営では前年に比べて0.2パーセントの増加。畑作経営では災害などの影響によりまして農業粗収益が低下したため、前年に比べて18.0パーセントの減少。酪農経営では農業粗収益の増加等によって、前年に比べて34.5パーセント増加したことなどについて記述しております。

第8章の農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及では、5ページから6ページにかけ

て農業・農村の整備に関し、まず農業生産基盤とともに農道、生活環境整備などを進めていること。6ページです。農業技術の開発・普及では、道総研において新品種となる水稻の「上育471号」や大豆の「十育258号」が開発されたこと。三つめのポツにありますとおり、トラクターなどGPSガイダンスのシステムの搭載・普及など、スマート農業の取組状況などについて記述しております。

第9章の農業関係団体の動きでは、二つめのマルにございますとおり、収入保険制度を31年産から実施することとして、農業災害補償法の一部が改正されたことなどについて。7ページにお移りください。第10章の活力ある農業・農村づくりでは、ふれあいファームの登録など農業・農村への道民理解の促進への取組。農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組に関しましては、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金による共同取組活動の実施。農業・農村とのふれあいの場の提供につきましては、グリーン・ツーリズムの関連施設の状況や地域ぐるみの農村ツーリズムの取組などについて記述しております。

8ページ以降は第2部の農業・農村の振興に関して講じた施策として、第5期北海道農業・農村振興推進計画における6つの推進方針に関して、29年度に取り組んだ主な施策について記述しています。以上、年次報告の概要を説明しましたが、道としましては、引き続き5期計画に掲げます地域の共感と協力で次代につなぐ農業・農村づくりを目指して各般の施策に取り組んでまいります。引き続き一層の御指導・御支援賜りますようお願い申し上げます。以上です。

## ○柳村会長

どうもありがとうございました。ただ今の御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見などがございましたら、御発言をお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

それでは、議題の(2)に移ります。本件を審議会の議題として取り上げることにつきまして、まず道から説明をお願いいたします。

## ○梶田農政部長

ただいま会長の方からお話のございました議題について、若干、私の方から経過等も含めましてご説明させていただきたいと思っております。

この度、国が定められた法律が廃止されたというのはもう既にご承知のとおりとは思いますが、こうした点を踏まえまして、様々な問題・課題というものがございます。一方、北海道はご承知のとおり米・小麦・大豆など含めましてほとんどの作物において我が国を代表する産地であり、その生産そして供給に果たす役割は極めて大きいものがございます。それと同時に生産だけではなくて、関連する産業、場合によっては農村を含めた観光など幅広い関連産業を有しまして、そうした意味からも、まず、その基本となる生産を安定させ、そして今後とも持続的に進めていくということが求められております。

そうしたためにも、まずはスタートとなります「種」の部分につきまして、私どもは、

法律の廃止を視野に入れた中で、どのような形で道内の生産者の方が安心して作っていたか、その仕組づくりについて、関係機関の皆様とも御議論をさせていただきました。そうしたことを踏まえた中で、先日、知事の方から議会議論の中で、道として条例を制定するという考えが示され、私どもの方で作業を進めております。

この件につきまして、私どもは、北海道農業・農村振興条例第 29 条に基づきまして、北海道が農業施策を進めていく上で、極めて重要な案件だと位置づけまして、審議会において忌憚のない御意見、様々な御意見をいただき、しっかり道民の皆様にも御理解いただける条例にしていきたいと考えてございますので、調査審議のほどをよろしく申し上げます。

## (2)主要農作物の種子生産をめぐる情勢について

### ○柳村会長

ただいまの御説明にありましたように、本件を審議会の議題としてまいりたいと思いますが、すけども、よろしいですね。

それでは、続きまして、「主要農作物の種子生産をめぐる情勢」について、御説明をお願いします。

### ○山野寺農産振興課長

私、農政部農産振興課の山野寺と申します。私の方から資料 2 の主要農作物の種子生産をめぐる情勢に基づきまして、説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、表紙に説明をいたします内容を整理してございます。1 の戦後の北海道農業のあゆみから始まりまして、2 の種子生産の現状、3 主要農作物種子法の目的と仕組み、4 にいきまして種子法廃止までの経過、5 各都道府県の対応、6 道の対応、7 条例の制定についてまで、順を追って説明をさせていただきます。

ページ、お捲りいただきまして、1 ページ目になります。1 ページ目横になりますが、戦後の北海道農業のあゆみということで、上段には年表、下段にはその時々々の農業情勢なり、それに対する対応につきまして種子に関連する事項を入れながら整理いたしました。

まず、左側の下段の食料増産への対応ということで、戦後は二つめのマルに書かれており、品種の育成に当たりましては、寒さに強い品種を主眼に行われまして、上段の年表の方に目を移していただきますが、左から四番目に記載しておりますとおり、昭和 27 年、1952 年に主要農作物種子法が制定されてございます。その後、上段の年表でいきますと、昭和 45 年に米の生産調整が開始されまして、下段の方に目を移していただきますと、米の生産調整への対応のところでは、左上のマルにございますとおり、うまい米づくり、これに向けた品種改良が進められまして、また上段に目を移していただきたいのですが昭和 50 年、75 年には緑で囲ってございますが、「キタヒカリ」誕生してございますし、63 年は「きらら 397」、平成 10 年には「ほしのゆめ」がデビューしております。また、次に新たな農政への対応ということで、平成 11 年に国の方で、食料・農業・農村基本法を施

行されまして、品種改良におきましては、左側の上から二つめのマルにございますとおり、需要拡大に向けた品種改良ということで、「ゆめぴりか」これ極良食味米でございます。それから「きたしずく」これは酒造好適米とってお酒を造るためのお米。それから麦の「ゆめちから」超強力小麦。それから「とよみづき」大豆でございますが、豆腐加工適性高い。これらが、開発されておりまして、このように本道では、その時々時代の变化、情勢にあわせまして、北海道の気象条件に合った品種が作られてきたところでございます。

次、ページお捲りいただきまして、2ページでございます。2ページには道内で栽培生産されております主要農作物の品種、主なものを参考として整理してございます。水稻では「ゆめぴりか」、平成20年に上川農試で開発されて、今、優良品種は21品種となっております。小麦では「ゆめちから」など優良品種7品種。大豆では「とよみづき」など優良品種で20品種ということとなっております。表の下のマルにございますとおり、本道の気象条件等の中で、需要に対応した生産を図る上から、農業試験場において、数々の品種が開発され、地域では品種の特性を活かした栽培を通じまして、市場ニーズに応じた産地形成に取り組んでいるところでございます。

次、こういった種子が作られてきましたが、種子生産の現状を少しお話しさせていただきます。3ページ目になります。上段の方の帯グラフにありますとおり、主要農作物、稲・麦・大豆は、耕種の作付面積26万9,800haのうち、63パーセント、太宗を占めまして本道農業に欠くことのできない基幹的な作物となっております。これらを作付けするに当たっての種子の生産につきましては、下の方にあります種子の増殖イメージ、この図の通り、育種家種子から始まりまして原原種ほ、原種ほ、採種ほの3、4段階で生産され、農家のところに届くまでには最低でも4年かかります。

また、面積的にも北海道の作付が多いということで、これら種子の生産面積も4,500haにも及んでいるところでございます。このため、3ページ一番下のマルにございますとおり、種子としての安全性及び品質を確保するため、病虫害の防除はもとより、栽培管理の徹底を図っているところでございます。次に4ページ目にいきまして、北海道におけます品種の開発と種子生産、誰がどんな形でやっているかという部分でございます。アの品種開発につきましては、主に道総研、農業試験場の方で業務方法書や中期計画に基づきまして実施してございます。

種子の生産につきましては、下の実施体制のフロー図にございますとおり、品種が開発された後、道内に普及すべき優良な品種、これを決定するための試験を行い、優良な品種を認定いたしまして、その後、4年間にわたる種子の生産計画を策定してございます。策定された種子計画に基づきまして、緑色の枠の中でございますが、生産に当たりましては、原原種は道がホクレンに委託して、ホクレンの滝川市にあります原原種ほで生産されております。原種につきましては道がJAでありますとか、水稻採種組合の方に委託して、道内各地の原種ほで生産されてございます。また、採種につきましては、地域のJA等が各地で生産そして販売を行っている状況でございます。なお、種子の審査につきましては、農業改良普及センターそれから道総研などの作物を見る力のある職員が種子審査に当たり、その後、一般農家に渡ると、このような順番で種が作られてございます。

次、5ページに先程来、話題になってきておりました、主要農作物種子法の話になります。その目的と仕組みはどうだったのかという御説明でございます。一つめのマルにございますけれども、この法律、主要農作物種子法は、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から、昭和27年に制定されました。法律では、主要農作物、稲・麦・大豆につきまして、優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産等について、都道府県が行うこととされております。ここで、仕組み図に目を移していただきたいのですが、品種の開発から始まりまして、生産、販売という流れになってございます。ただ、品種の開発のところは、点線で囲まれておりますが、国の研究機関、地方公共団体、道では主に道総研が、それから民間団体が行っておりまして、ここの部分は種子法が廃止されても、変わらずにそれぞれの機関で行われていくということになります。種子法の廃止によって変わるところにつきましては、生産の下にある実線で囲まれている種子法の枠内の事項でございまして、ここに都道府県がすべきことを記載してございますが、一番下の箱には、まずは、都道府県によって優良な品種を決定しなさいということ。左上の箱にいきまして、優良な品種を決定した後は、原種及び原原種の生産を都道府県でしなさいと。生産されたものについては、右側の箱にいきまして、審査等しなさいというようなことが義務づけられてございまして、仕組み図の下にありますとおり、30年4月1日で廃止となっております。

ページをお捲りいただきまして6ページには、この法律が廃止されるまでの経過を整理してございます。まず、(1)の方に規制改革推進会議とございます。この提言がございました。28年9月に規制改革推進会議農業ワーキンググループが、都道府県と民間企業では競争条件が同等ではなく、民間企業が稲・麦・大豆の種子産業に参入しにくい状況になっているということから、種子法の廃止を提言いたしました。これらを受けまして、(2)の農業競争力強化プログラムこれにつきましては、28年11月に取りまとめられまして、生産資材価格の引き下げなどの13項目について取組むこととなりまして、種子につきましては囲みの中にございますとおり、⑩と書かれておりますが、戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している種子法を廃止するための法整備を進める、と位置づけられたところでございます。

なお、枠の下にカギ括弧で示してございますが、民間企業の参入という観点でいけば、北海道はそこに記載してございますとおり、優良品種に認定されている民間開発品種でございます。水稻では「ほしまる」がホクレンと上川農試、小麦は「春よ恋」という品種がホクレン、大麦では「札育2号」がサッポロビールということで、北海道内においては民間で開発された品種はあるということをご参考までに付け加えさせていただきます。

次に国の状況の続きでございまして、(3)で国会の審議状況を整理してございます。29年2月に法案が提出され、3月28日、衆議院可決。4月13日日には参議院から(4)にあります附帯決議が採択されまして、4月の14日に可決・成立したという流れでございまして。

(4)の附帯決議の中身でございますが、字が小さくて恐縮でございますが、一つめが、種苗法に種子の生産基準、品質の基準を定めてこれまでどおり運用すること。それから二つめが、都道府県がこれまでの生産体制を生かして種子生産に取り組む場合は、引き続き地方交付税措置を確保することなどの4項目が決議されたところでございます。こういう経過を経て種子法が廃止になりました。廃止後、それぞれどのような対応となったかというところ、7ページ目に入ります。7ページ目、5都道府県の対応を整理してございます。(1)は条例を制定して自分の県で作っているという県が3県で、埼玉、新潟、兵庫がそうです。それから(2)の方は、要綱等を整備して自分の県で生産するということところが北海道も含めて40道府県、それから(3)の方は、もう他の団体に移管したよという県、3県でございまして、大阪、奈良、和歌山となっております。それぞれの県の状況に応じた対応となっているところでございます。

次、6の道の対応についてでございます。先ほど、梶田部長の方からもありましたが、重なる部分もありますが、説明させていただきますが、(1)の道による検討の経過でございます。種子法の廃止が決定されまして、昨年の4月に道では、今後の種子生産のあり方を検討するため、北海道種子協議会とあって種子に関して諸々の議論をする場の下に、農業団体や試験場などで構成します「種子の生産の在り方検討部会」を設置して、この間の8月まで、既に10回様々な議論を重ねてまいっているところでございます。廃止後の対応をどうするかというのは、麦のは種が早々と8月から始まることから、昨年の7月段階で一定方向のとりまとめを行ってございまして、対応の方向や課題を明確化しております。

この結果、30年度、本年度につきましては、これまでの現体制、現行体制を継続するというところで、アにあります種子計画の策定、イの優良な品種を決定するための試験、ウ、原種及び原原種の生産等、エ、圃場審査・生産物審査などこれまで、種子法などに定められていた道が行わなければならない事項について、引き続き道が実施するということになっております。

なお、生産の継続に向けましては、種子生産現場で柔軟に対応しうる体制の構築を目指しまして、一部の地域でしか栽培されていない作付面積の少ない品種生産のあり方でありますとか、原原種の備蓄保管に向けた調整などの課題解決に向けて、農業団体等と引き続き検討を進めていくこととしたところでございます。そして本年4月の種子法廃止を迎えたわけですが、繰り返しになりますが、当面する本年度については、現行の生産や体制が継続できるように、必要な予算を確保するとともに、要綱の整備を行いました。

ページをお捲りいただきまして、8ページに移ってございます。今後の対応方向でございます。一つめのマルについては基本的な種子に対する道のスタンスを記載させていただいてございまして、本道の農業が我が国の食料安定供給を担って、持続的に発展していくためには、稲や麦、大豆といった主要農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の生産は不可欠であります。

二つめのマルに移りますが、来年度以降、31年度以降におけます主要農作物の種子の生産につきましては、本道におけます種子生産に関する課題解決への的確な対応、先ほど言

いました一部の地域で生産されて需要のあるようなものへの対応や、道、農業団体、生産者等の役割と責任の明確化などの下、その根拠となる条例の制定に取り組むということにしたところでございます。

7の条例の制定についてというところでございます。これらの経過を経てですね、今回の北海道農業・農村振興審議会が開催されておりますが、審議会の下に部会を設置し、条例の内容の検討を進めることが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

(1)の条例の中身、骨子案ということで、記載してございます。①の目的から始まりまして、②道、種子生産者及び関係機関・団体の責務など、③優良な品種の認定等、優良品種認定審議会、知的財産の保護、④種子計画の策定、⑤原種及び原原種の生産、⑥ほ場審査及び生産物審査の実施と最後⑦で財政上の措置という項目、中身を考えてございます。この中身について後ほど部会で御議論いただければと思います。

(2)の部会の設置でございます。これらを検討する条例が、本道の実態に即して、かつ本道農業の持続的発展に資する内容となりますよう、幅広い分野の有識者の方々により、多様な見地から調査審議を行っていただく必要がありますことから、部会を設置して調査審議を付託することが必要ではないかと考えているところでございます。

今後のスケジュールについてでございますが、8月に地域との意見交換として、先週の20日から24日にかけて道内5箇所地域で地域の種子関係者と意見交換を実施してまいりました。そして、本日第1回目の農業・農村振興審議会を開催いたしまして条例の骨子案について、調査審議いただきたいと思っております。今後、10月には条例素案につきまして、道民からの意見等を募集するパブリックコメントを実施するとともに、時を同じくして第2回の農業・農村審議会を開催して、条例の素案について調査審議いただき、その後、それらの意見を反映させ、12月に第3回目の農業・農村審議会を開催し、今度は条例案について調査審議していただきたいと考えてございます。

9ページ以降は参考資料となっておりますが、少し説明を付け加えさせていただきます。まず、前段で在り方検討部会の中で地域の方々からいろいろな課題が出たということで、まずは種子生産の課題を上段に書いてます。種子生産の現場からは、円滑な生産のため、増殖対象種子の整理を求める声、主要農作物の優良品種でそちらに書いてますとおり、水稲からはじまって全部で50となつてございまして、大変多いということで、増殖対象品種の整理を求める声があるということでございます。ただ、単純に整理できるか、ということもございまして、一部の地域でしか作付されていない作付面積の少ない品種について、地域にこれまで道が担っていた原種・原原種などの種子生産を任せる方向でとり進められないかということ。

それから、下段の方は、滝川にあります道総研の遺伝資源部の種子保管庫、原原種の保管庫でございますが、ここは築21年経過しまして、温度管理や作業スペースの確保などが課題としてでてきているということで、今後、条例の検討に当たりましては、こういったものの課題の解決に向けた検討も含めながら進めていきたいと考えてございます。

ページをお捲りいただきまして、10ページにつきましては、種子生産に関する規定の体

系を整理したもので、ちょっと細かくて混みいつていますので、おおざっぱな説明だけさせていただきますが、上段の方は法律が廃止される前の体系、下の方に種子法が廃止された後の体系ということでございます。国の方は主要農作物種子法、上の方ですね、赤いところ、これが廃止になりましたが、この中に入っておりました、種子生産等の技術的な基準、米・麦・大豆の品質の基準でございますが、これを種苗法の中の告示として種苗法の枠組みに移してまいりました。それから、道につきましては上段の方の廃止前のところでございますが赤字の下に、主要農作物種子法の実施に関する条例というのを用意して、各種細則なり要綱を整理してございましたが、法律の廃止に伴いましてここも廃止せざるを得ないということになりましたので、これを廃止して、下段の方の赤書きで囲ってる部分の北海道主要農作物・主要畑作物種子生産審査要綱、これを整備しまして現在、種子生産に取り組んでいるところであります。

説明は最後になりますが、11 ページでございます。ただいま道の方で種子生産していこうと説明してきた中で、どの位の予算の規模なんだということで、右肩上に記載してございますとおり、1 億 5 千 643 万円ということで、ここずっとこの位の予算規模を確保しながら、原種・原原種の生産をしているところでございます。私からの説明は以上でございます。

### (3)意見交換

#### ○柳村会長

ただ今、主要農作物の種子生産に関する現状から、条例制定の取組に至るまでの説明がございました。ここからは、議題の(3)といたしまして、種子生産についての理解を深めるとともに条例制定に向けて配慮すべき事項等について、意見交換を行ってまいりたいと思います。ですから、ご質問でも結構ですし、御意見もいただきたいところでございます。積極的に御発言をお願いしたいと思います。

#### ○北委員

今説明がありましたとおり、主要農作物であります水稻、麦・大豆については地域農業の振興に欠くことのできない作物でありまして、特に、水稻については、地域農業の基幹作物であり、農家所得の安定を図る上において、重要な位置づけの作物であります。そのため優良な品種の種子生産は、我が国の農業発展にとって、極めて重要であると考えております。

しかし、これまでの種子法が、民間企業の種子産業への参入を難しくしていること、民間の品種開発意欲を阻害しているとの認識の下、国が民間活力を最大限に活用した開発・供給体制の構築等を目的とした、今回の主要農作物種子法の廃止は生産者にとって不利益とならないよう、主要農作物種子法を廃止する法律案に対する附帯決議にあるように、これまでどおり、道による主要農作物の種子の生産及び普及への取組は堅持するとともに、財政需要について引き続き地方交付税措置の確保について国に強く働きかけていただき

たいと思います。

また、主要農作物の種子の国外への流出や特定の事業者による種子の独占などの阻害が生じることのないよう、国による監視体制の構築をお願いしたいと思うところでございます。よろしく申し上げます。

#### ○柳村会長

いまのは御意見ということでよろしいですね。

進め方についての御発言かと思ったのですが、もう中身に入った御意見でした。

委員の皆様には、全員御発言をいただきたいと思います。それから、時間が限られているものですから、お一人だいたい3分以内で御発言をまとめてください。

既に北委員より御意見を承ましたけれども、こちらから順番にと考えておりましたので、そういう形でよろしいでしょうか。

(了承する委員の声)

#### ○森委員

質問が一つあるので先にそれを聞いてもよろしいでしょうか。

#### ○柳村会長

進め方ではなくてですか。

#### ○森委員

ご説明していただいた中ではわからないことが1点あったので。

#### ○柳村会長

それは先に質問していただいた方があとで全員の理解が進んで、審議が進みやすくだろうということですね。それでは森委員から最初にお願いします。もし差し支えなければ、続けて御意見をおっしゃっていただいても結構なんですけど、まずは質問からということで。

#### ○森委員

質問だけでお願いします。

#### ○柳村会長

それではお願いします。

#### ○森委員

ご説明ありがとうございました。今の種子生産をめぐる情勢について大変よくわかりました。ありがとうございます。一つだけ質問があります。7ページの各都道府県の対応と

いうところの、(3)の他の団体に移管している3つの府県があるんですけど、この他の団体というのはどういうものなのか、北海道が選択肢をこれからもし考えなければいけないのだとしたら、そのことは参考になると思うので、その点だけお聞かせください。

#### ○山野寺農産振興課長

この3県が、他の団体に種子の生産を移管したところは、県内で農業関係団体等が作るいわゆる種子協議会という、種子に関する協議会という団体があるのですが、そこに生産の仕方も含めて移管をして生産をしているというようなことでございます。

これを北海道にあてはめてみますと、大阪、奈良、和歌山の米の面積、麦の面積は北海道と比較するとかなり少なくなっておりまして、こういうことが可能かなと思うのですが、北海道におきましては、先ほどもご説明いたしました4,500haにも及ぶ種子を作ってございまして、なかなかですね、そういった団体に単純に移管する、丸々移管するという状況にはないものなのかなと考えているところでございます。

#### ○森委員

わかりました。ありがとうございます。

#### ○柳村会長

それでは、吉村委員から順番に御発言をいただきたいと思います。吉村委員の次にもう一度、森委員からも御発言をお願いしたいと思います。

3人くらいの委員の御発言をいただいた後に、道の方から御回答というか御説明を補足してお願いしたいと考えています。それでは、まず吉村委員、よろしく申し上げます。

#### ○吉村委員

御説明ありがとうございました。私も種子法の廃止についてははすごく大変なことが起きていると自覚しておりました。

私たち生産者は種が、お米とか大豆、小麦作っているものですから、種が手に入るのが今まで当たり前だっというように思ってきたんですけど、それが、北海道に見合ったもので、しかも安全で安心なものだということを今回のこの出来事によって強く感じる事ができました。私たちの身体もそうですけども、いろいろなものが的確に動いていて一人の人間がこういう風に生活していけるわけです。それと同じように、北海道という地域性ですよね。それにちゃんとあった種子が今まで計画的に生産されていて、私たちが生産したいよってという分だけ種子が手に入ってきたというのは、本当に奇跡に近いことがずっと続けられてきたと思います。それも、道ですとか、それからホクレンなどの農業団体の方々が本当に力を尽くして生産のために、このように今の北海道農業があると考えたら、奇跡だったなっていうふうに思いました。

それとそれに反して、政府で行った廃止というのは、あまり深く議論されないまま廃止となってしまったような感が見て取れます。種子に関しては、私たちは小麦だとかお米、

大豆については国産できちっとしたものを毎年作らせてもらっているにもかかわらず、野菜の種を買いに行きますと、ほとんどが袋の裏側を見ると外国産なんですよ。チリ産だとかフランス産、オランダ産など。種子の世界はどうなっているんだろう、これからどうなるんだろうという不安はすごくいっぱいだったんです。

先ほどの説明があったように、北海道では一般企業とはいわれていますけれど、地元のホクレンですとか、サッポロビールさんなどが道と一緒に協力して、地域に見合ったものを生産して種子を開発しているということを聞いて、北海道の中では、これまでは健全な生産が、米・麦・大豆に関してはなされているなと思いました。

それ他にも北海道の産地で言えば、たまねぎだとか、じゃがいもだとかいろいろな様々なものがありますけど、こういうものにもてきる限り力を尽くしていただきたいし、今この時点で条例が考え出されて発令されるっていうのはタイミングとして良いと思います。私たちも是非協力させていただきたいと思います。ありがとうございます。

### ○柳村会長

それでは森委員をお願いします。

### ○森委員

吉村委員、北委員がおっしゃったこととほぼ同じで、特段の別の意見はありません。

一つは、消費者として反対意見が割と世間一般的に出なかったのは、よくわからないということが原因だと思います。今、吉村さんがおっしゃってたように、家庭菜園などをやるときに、普通に自由に種が買えますが、そのほとんどが外国産ではあるにもかかわらず、現状ととして受け入れているので、何を議論していて、どんな問題があるのかがわかっていなかったのが非常に大きいと思います。私は吉村委員と同じ意見なんですけれども、これまでどおり、道が道のやり方を守っていただきたい。北海道の優良品種を守っていただきたいですし、安易に民間の種子の会社が入ってこないようにしてほしいと思っています。

というのは、種子がある意味、自由に開発され、売買が行われるようになってしまったら、農業生産だけでなく、農地を守り農村を守るということをしなければいけないのに、知らない間に、北海道の本来あった品種じゃないものが自由な形で入ってくることで、実は農地が侵されてしまうんじゃないか、という…侵されるというのは言葉が悪いかもしれませんが、懸念を持っています。ということで、先ほど御説明いただきましたように要綱等を整備して、道で生産していくという対応をこの後も守っていただきたいと思いますし、消費者の方にも考えていただく機会を、北海道の方から、是非作っていただきたいと思います。以上です。

### ○柳村会長

それでは畠山委員をお願いします。

### ○畠山委員

皆さんからも出ていますけれども、やはり種子法が廃止されると、きちっと議論もされないうちに廃止されてしまうということで、本当にまず当惑いたしました。

なぜ種子法の改正で済まされないのかなとちょっと思ったりもするんですけど、今日調べてくるの間に合わなかったのですけれども、1986年に種子法改正がありまして、そのところで民間にも門戸を解放したというふうにいわれているんですけども、そういうようなことを踏まえたと、それでも不十分なところがあるのであれば、改正で良かったんじゃないのかな、とちょっと思っています。

そして、この主要3品については種子法を廃止しても種苗法のなかで保護していくようなことを政府ではいっておりますけれども、ですけれども、私の感覚といたしましては、主要農作物種子法という、この3品に限っての法律が独立してあるということ自体が、法律で守られているという意義大きくなるのではないかなと思っています。これはもう過ぎたことです。今更ブチブチいっても仕方が無いのかなと思いますけども、まず、感想としてそれがあります。

あと、それから種子の多様性の確保、これを是非やっていただきたいなと思います。民間に任せてしまうと儲かる種しか作らないのではないのかなとという、素朴な、単純な思いがあります。資料にもありましたとおり、米についても大豆についても多品種があります。それぞれ食味が違うと思います。消費者の立場で、米でいいますと「ねばり」のあるもの、あるいは「ねばり」のないもの、そういったことで、消費者は自分の好みの品種をスーパーなどで選ぶことができます。これに関しましては、食品事業者に関しても同じ思いで選んでいるのではないかなと思っています。大豆についても、納豆でいいますとスーパーにはいろいろなメーカーが、小粒ですとか大粒ですとか品種、様々な物が並んでおりまして、それぞれに食味が違います。食味が違うからこそ、消費者はその中で自分の嗜好に合った物を選んでいるという現実があります。こういったことはやはり食文化の一つではないのかなと思うのですけれども、多品種を作るということが農家にとってデメリットでない限りこれを続けていったほうが、例えば異常気象というものがある訳ですけども、品種がすごく限られてしまうと、何かその気候変動で異常気象が起きた場合に壊滅状態になると思うんですね。ですから、品種の多様性というのはそういった意味でも重要なことではないのかなと思っています。

あとそれから価格の問題なのですけれども、安定供給していただきたいと思うわけですが、安定供給というのは、量だけの問題ではなくて、値段もですね消費者が買いやすい価格、そういったものであることが重要なんだと思っておりますけれども、あと民間が参入してきましてやった場合にですね、きちっとはわからないんですけども、とある資料によりますと、きらら397については、今、キロ355円、そして福井のコシヒカリ、これについては396円、ホクレンとかは外しまして、日本モンサント社にいきますと、「とれのめぐみ」というのが780円だと、そして三井化学の「みつひかり」については4,000円だというようなことが資料にあります。こんなことになると価格の安定というところで、消費者としては非常に懸念がもたれるということがあります。やはりこれらの、この3品は、自給率が高かろうが低かろうが、国民が日常よく食べている非常に重要な食

料でありますので、これらの安定供給というのは、国の大きな責任だと思うんですね。ですから、この種子法を廃止して、その担保を取らないということは国が責任放棄したというふうに思ってしまうところでもあります。

それから資料の中の8ページで条例制定のところですけども、条例の内容があります。条例の内容、まだ骨子案ではありますけれども、7点ほど書いてあります。この中に種子情報の流出防止措置、こういったものを入れてはどうかと思いました。種子情報、種が外国の方に流れて、中国ですとかアメリカですとかそういったところで同じ物が生産されてしまいますと、食味が同じ物ができるんだらうなというふうに思うものですから、そういったものが日本に入ってきた場合に、食味が日本の消費者の好む食味と似ていれば、そちらの方も売れてしまうというような、それこそ産地偽装ですとかそういったものが出てしまったりするのではないのかなと、かなり先の先の飛んだ話をしているかもしれませんが、そういうことを私は思いました。以上です。

### ○柳村会長

一つ確認ですけども、さっき価格とおっしゃったのは、種子の価格ということでしょうか。

### ○畠山委員

そうですね、種子の価格イコール私たちがスーパーで買うお米の値段に反映されますから。

### ○柳村会長

それは生産者にまずは販売され、最終的には農産物の価格に跳ね返るということですね。わかりました。それでは特にご質問はなかったかなと思いますけれども、道の方から少し補足説明ございましたらお願いいたします。

### ○宮田生産振興局長

御意見ありがとうございました。確認させていただきますと、吉村委員の方からは種が手に入るのが当たり前だと思っていて、今回、改めてこうした取組の重要性がわかったと、そして今のタイミングでの条例制定には賛成ですという御意見かと思えます。

それから森委員からは、種子についてはこれまでどおり道が守ってほしい。そして農地を守り、農村を守ることに努めてほしいという御意見と理解いたしました。

また、畠山委員からは、種子の多様性の確保、民間に全部任せてしまうと、儲かる物しか作らないのでは、あと価格、今、柳村会長からもありましたけども、種子の価格の問題、ひいては生産物の価格にも影響してくるので安定供給してほしい。

それから、もう一つ御意見として条例の骨子案に流出防止措置を入れたら良いのでは、というような御意見があったかと思えます。順番が逆になるのですが、一番最後の条例の骨子案、資料の8ページ目の中段になりますけれども、ここで流出防止措置を入れたらどうかということについてなんですけども、表現の仕方が違っておりますけれども、③の3

行目の知的財産の保護、この部分が流出防止措置の中身と今考えておりました、この辺の詳しい中身につきましては、この後に予定しております、部会の方でも御議論いただきたいなと思っているところです。

委員の皆様方からこうした意見をいただきまして、今年の4月から主要農作物種子法が廃止になりましたけれども、私どもは今回、条例の制定というのは、法の廃止は一つのきっかけにはなりますけれども、法がなくなったから条例を制定するというのではなくて、法がなくなることによって、責任の所在が曖昧になってしまうものですから、これを一つのきっかけとしながら基本的な考え方というのは、今後とも本道における主要農作物種子の安全で優良な種子を安定的に生産して円滑な普及が図られるよう、道としてのルールを決めていこうという考え方で、これまでのやり方を基本としながら、ただ、先ほど資料の方でも説明いたしましたけれども、例えば、資料の9ページにありますとおり、昨年からいろいろと検討を行った中で明らかとなった課題があります。あまりにも品種が多すぎて、なかなか原種を作るに当たっても、畑で花粉飛んで品種混ざってしまうんだよね、いわゆるコンタミネーションが起きちゃうんだよねとか、あるいは、ちょっと保管のところで、温度管理とか作業性とかがあまり良くないんだよねというような、こういった課題もあわせて解決しながら役割分担、責任分担を決めて、安定的にやっていけるようにしたいと思っておりますので、皆様方からの御意見等を踏まえて、対応して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

## ○吉村委員

ちょっと質問なんですけれども、今の説明で質問というか疑問に思ったことがあるんですけども、今回、国では種子法を廃止して、道では（条例を）制定しますよってことになる、今度は国から何か言ってくる、道ではこういうのがありますよって言って、道が強くなるんでしょかね。

## ○梶田農政部長

条例はあくまで都道府県知事の権限で、議会の承認を得てつくるものでございます。従いまして、これから具体的な中身が詰まり、条項一つ一つこれはどういう考え方なのか、これはどういうことを想定し、また、どういうことを確保するためにやるのかという議論が行われる形になってございます。

そして私どもは、最終的に議会議論をいただきます、この議会議論というのは私どもにとって大変重要な場でございます、道民の代表である議員の皆様、条例が果たすべきことについて、きちっと確認をいただいて、しかもそれは道民の意思である、という前提にこの条例をつくりますので、国に対していろいろなことがあろうかと思っておりますけれども、この条例に基づいてしっかりとやるのが私たちの責任を果たすことにつながりますので、そうした点からも御議論いただいた内容をまた議会で御議論いただいて、国に対していろいろな意味で、北海道の意思をしっかりと示していく必要があるというように考えております。

## ○吉村委員

ありがとうございました。

## ○柳村会長

よろしいでしょうか。それでは引き続き各委員のご意見をいただきたいと思います。では、西田委員、よろしくお願いします。

## ○西田委員

北海道の財産というのは、自然環境とお水とそこから生まれてくる食材だと私は思っていました。今回の種子法の廃止によって、種があったんだ、と実感いたしました。この種を守らないと私たちの食生活が安全ではないということを強く実感させることだったのかなと思っています。

また、このためには、北海道がどの様に、この財産を未来の子どもたちに利益となるように残せるのか、というのをとても疑問に思っています。国からもし何か言われたとき、ではやはり関係ない、として下げてしまうのでは、私としてはちょっと困る。北海道は北海道として、道民が一番大切に思っている食、そして自然、水、そして農家さんたちの働き方にも関わってくる、この「種を守る」という気持ちがどのくらいあるのかということ質問させていただきたいというのが一つ。

そして、私が考えているのは、委託する企業に対しての縛りはどういうふうにするのかということです。例えばここに描いてあるホクレンやJAに委託したとして、そのあと丸投げで民間に投げてしまった、それは許されるのでしょうか。今、いろんな所で、こういったことで事件が起きていますよね。そうなる、そこまでのことをも踏まえて、条例を作っていただきたいと思います。

また、海外からの参入は当然あると思います。この前のカーリングの選手が食べていたイチゴも、実は日本の種なのに何故か向こうで作られて美味しくなって、「美味しい」と言って日本のチームが宣伝してしまいました。これ、どうなんでしょうか、すごく残念ですよね。私たちの税金がこの研究をさせることができた研究費用となったのにもかかわらず、利益が全部海外に持って行かれているというのが現実です。私たちの子孫が、どんどん、どんどん利益がなくされている現状を今痛感しております。高齢化社会といわれている今の日本の社会そして北海道でこの財産を守って、高齢化する社会の中で、福祉の方にお金をまわせるような仕組みをつくるべきが、農業の今後の未来の姿ではないかと考えているので、是非、今回の「種子を守る」という一番大切なことを、力を入れてやっていただきたいと思います。

また、今後の行政の研究はどの様に続くのか、その予算はどの様になっているのかということも教えてください。多くの研究者の方々に私もインタビューをさせていただいて、北海道米を作った、大変苦労した話を聞いています。今、美味しい、美味しいと食べてくれているのも、その皆様の何十年もの長い月日かけた研究の成果だと思っています。あ

りがたく食べさせていただいています。それを、ここで「さよなら」と切ってしまうと、外資に全部あげてしまって、「じゃあ勝手に使って」というのは私とても腹が立ちますし、主婦感覚で考えても、すごく嫌ですよ。自分の所の財産を蝨の足のように切っていくと自分たちで食べていく、それでは困ると思います。是非この貴重な財産を、そして人々が創ってきた貴重な知恵の賜を守るべきはこの条例である、というような素晴らしい条例を作っていただきたいと共に、是非策定の時には、世界的な契約、国際契約に精通している方を是非入れていただきたいと思います。この世の中というのは、考えられないことが起きる時代です。「想定外」が多いこの頃ですので、「想定外でした」という言葉を、後日聞かないようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。切に皆様方のご尽力をよろしくお願ひしたいと思います。

### ○柳村会長

では、鳩委員、よろしくお願ひします。

### ○鳩委員

今、4人の方のお話を聞いて、もっともと思うことで、自分の言おうとしていたことが、唯々中に入っていましたので、重複となることは申し上げませんが、今まで日々何気に申し込めば手に入った種子が、これほどまでに大変な皆さんの想いの中で作られ、守られてきたのだなということを実感しています。その上に立って、この新しい条例が、生産者の安心と消費者の安心を守ることを只祈るばかりで、それが良い方向に向くよう、今の皆さんのおっしゃっていることが協議、実行されることを願っています。

### ○柳村会長

それでは堂地委員、お願ひします。

### ○堂地委員

これまで多くの委員のお話を伺って、多くの意見が出ていますが、私のはちょっと違う観点でお聞きしたいと思います。

種子法の廃止については、実は大学関係者も混乱しているところがありまして、全国の農学部長会議でも議論になったのですが、法律の中身をよく解かかっていないということと、多くの誤解があるとの説明がありました。私も実際お聞きしたり読んだりしてもなかなか理解が難しいところもあるので、こういった所の理解を深めるような広報活動をひとつ丁寧にお願ひしたいということが一つです。

また、種子を作っていく上で、原原種から作っていく過程で、9ページにある課題の所に、現在、保管施設が老朽化しているということが課題に挙げられているのですが、これから道として条例を制定して種子を、一つはジーンバンク的にも保存しておかなければならないと思いますので、こういった保管体制がさらに大きい設備になっていかないと、将来的には古い品種もずっと保管していかなければならないのが農作物の育種改良だと

思いますので、そうした保管施設の再整備が順調にいくためにはどういったことが必要なのかということがもう一つです。

それから、外に出ないようにといった心配がたくさんあるのですけれども、新しい品種を作るには、他からも入れてこなければいけないわけですね。大豆にしても何にしても、新しい品種を育種改良していくためには、他からも入れていかなければならないわけですので、外には出さないけれども外から入れるということにはならないので、そこの所はわかりやすく、宮田局長がお話になった知的財産の所で、農業の分野でも非常に大事になってきているので、そういったこともわかりやすく私たちに説明いただけるような広報活動をやっていただけたらありがたいなというふうに思います。

### ○柳村会長

それでは、3人の委員の方からお話ありましたことについて、道の方から補足的な説明がありましたらお願いいたします。

### ○宮田生産振興局長

ただ今、西田委員からは、財産としての種子、これを今後どういうふうに扱っていくのかという部分、特に生産について、委託する企業への縛りというのはどうするのかだとか、流出防止をどうするのか、種子を守ることにちゃんと力を入れていって、後になって想定外がなかったようにして欲しいというご意見と承りました。また、鳩委員からは、こうして守られてきたんだということを改めて認識して、今後ともしっかりと執行されることを願いますというご意見、堂地委員からは、関係者もいろいろと誤解している部分もあるので広報活動を丁寧に、それから保管施設については、ジーンバンク的な位置付けもあるのでしっかりと、というご意見であったと受け止めました。

一つには、育種家種子や原原種は、これまで道内の、特に道総研農業試験場で開発されてきたものが多ですけれども、それらが本道における貴重な財産であるということはしっかりと認識しておりますので、それらを今後条例の中でしっかりと守っていくという部分については、目的の中で明らかにしていきたい、その部分についても、これからは皆さんの意見をいただきながら、この後段の部会の中でも意見をいただいきたいと思っております。

それから、流出防止をどうするのかという部分ですけれども、後ほど竹内本部長の方からも説明いただこうかと思うのですけれども、現在も道総研では要領を定めて、使用目的・提供先というのは試験研究用途に限定してきていまして、さらには、限定してきている中で、その人が第三者に譲渡・使用することを禁止するなどの措置を取ってまいりましたので、今後ともその部分については、道も道総研と意見交換、情報共有を通じて、しっかりと対応していこうと考えております。後ほど、本部長の方からもご意見をいただこうと思っています。

鳩委員のしっかりと実行を、という部分については、「わかりました」ということで、これから、具体的なルールを決めていきますけれども、激変などもなく、生産現場が安心

してやっていけるような形で対応していきたいと思っております。

堂地先生から、確かに広報活動を丁寧にとという部分、今意見いただきまして具体的によく勘違いされる部分を僕の方から改めてなんですけれども、特にありますのは、資料の5ページに図が描いてあります。本件について、よく皆さんから「種子法がなくなったから、品種の開発もなくなってしまうのか、それはきちんとやってほしい。」というご意見があります。先ほど、山野寺課長から説明がありましたけれども、今回の種子法というのは生産の部分でありまして、真ん中の黒い太枠で囲まれた、できた種をどう増やして皆さんに配布していこうか、その「どう増やして配布していくのか」という部分がテーマとなります。だから「新しい品種を開発する」という部分というのは、太枠から既に左にあります、国の機関、それから地方公共団体、北海道であれば道総研の役割として、ここは今後ともしっかりと続いていきまして、折角できたものをどう増やして、どう生産現場の皆さんにお渡ししていくのか、今、その仕組みの部分というのをしっかりとしていきたいと思っておりますので、この部分についても丁寧にわかりやすく、これからいろいろな議論をしていながら、また関係の皆様にもお知らせしていくときに、今のことを、繰り返し、繰り返しお伝えしていくことが重要であると改めて認識いたしました。

それから、ジーンバンク的な位置付けということで、ここも一点だったのですが、これも本部長からの方が適切であると思うので、あとでお話しさせていただきますけれども、先ほどの9ページにあった写真というのは、これは、実は滝川にあります。原原種と育種家種子というものがこの中に入っていて、ここを元にしながら、原種を作って、採種を作って地域に広めていくものなので、ジーンバンク的というのは、これと並んでもう1個、遺伝資源としてとっておく倉庫というのは、これはここに出ていないのですけれども、しっかりありますので、それはそれでしっかりと確保しながら、この原原種を保管するところの不都合な課題の部分について、また道総研とも協議しながら、今後の対応というものを進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

## ○竹内本部長

道総研の竹内です。よろしくお願いいたします。

まず、権利関係の話で、今、道の方からも説明がありましたけれども、それについては、基本的には説明のあったとおり、知的財産の保護というのが基本的な考え方で対応しています。ご心配の海外との関係ですけれども、今このような時代ですので、権利については国際ルールでどんどん、どんどん厳しくなっていく方向にありまして、我が国の国のルールとしても厳しくなっています。それでさらに道総研の中でも、国際ルール、国のルールの下に内部ルールとしてさらに厳しい要領を設けて、遺伝資源等の提供、優良品種の提供については、厳しくルール化してやっております。それで、今話がありましたけれども、優良品種の話と遺伝資源の話について、皆さん結構混乱しているところがあると思うのですけれども、5ページの所にある、いわゆる品種開発と、皆さん農家の方が作る農産物の優良品種というものは、別のカテゴリーに入っています。この品種開発、遺伝資源という

のは新しい品種を作るための素になる部品みたいなものですが、これについては道総研の試験研究業務ですので、資料にあった備蓄庫とは別に、遺伝資源のためのしっかりとした貯蔵庫はあります。遺伝資源はその中できちんと保管しています。

また、遺伝資源の保護というものと、品種の保護というものを一緒にされることがあるのですけれども、これは別として、遺伝資源の保護というのは我々にとっても必要な訳です。だから海外に行っているいろいろな国から遺伝資源を持ってきて品種開発に使うということですが、これについても国際ルールで厳しくなってくる一方で、かつては、先進国は途上国に行っているいろいろな資源を持ってきて先進国のビジネスになっているというところがあったのですけれども、それだと不公平だろうということで、簡単にそういうことができなくなっています。今は、基本的には、遺伝資源の収集については「ギブアンドテイク」、我々の持っているものも渡しますから、あなたたちの持っているものを使わせてください、というのが基本的な考え方で、両者の合意の下にやるということになっています。それについては、以前とかなり変わってきたところと思います。

#### ○柳村会長

どうもありがとうございました。それでは引き続き委員のご発言をお願いいたします。  
小林（政）委員、お願いします。

#### ○小林（政）委員

この種子法の廃止が決まる以前よりも、決まった後の方が騒ぎが出てきたような感じで、道の方も条例で行くまで、様々な方のご意見を私はたくさん伺っておりますし、今日、皆さんからもいろいろ意見がありましたので、改めて私からの意見、発言はございませんけれども、ただ一点言わせていただきたいのは、要領と違いまして条例ですから、条例というのは、右から左まで広く使えば使えるようなところもありますので、そこら辺は、消費者や生産者、あるいは関係者それぞれで、被害の少しでもないような方向で続けていただければという考えでございます。

#### ○柳村会長

それでは、小林雅子委員、ご意見をよろしくお願いします。

#### ○小林（雅）委員

北海道農業を応援する地産地消を進める活動を行い、北海道の農業を発展させていく立場では、基幹をなす種の自由化は危険と思っております。TPPの煽りを受けてかと思いますが、国会議論はあまりなく可決成立した法案には、道としての条例規定を設けることが必要と思えます。自由化され、種の市場が利益を優先しかねない懸念のある一部メーカーに支配されることは、メリットがないと考えられます。農業王国北海道の素晴らしい種もたくさんあります。それは、北海道農業の宝だと思います。将来に向けて農業産業で生きるべく北海道としては、これらの種の財産を守るべく、種子法に変わるべき北海道独自

の条例で定め、維持していくことが良いのではないかと考えます。

○柳村会長

ありがとうございました。それでは北委員、何か追加のご発言はありますか。

○北委員

別にありません。

○柳村会長

では、川端委員、お願いします。

○川端委員

私は主要農作物の中で、特に道産小麦に多く関わらせていただきました。その開発品種の「春よ恋」を使ったパスタを販売しておりまして、その時から小麦の育種ですとか、この15年くらいの道産小麦の変わり状況などを見てきました。研究開発の方がすごく熱心で、本当に時代のニーズに合うような超強力粉ですとか、「ゆめちから」とか、パスタ専用の「ルルロツソ」の開発などを目前で見えてきて、すごいなと思ったところでありました。この条例ができて、こういう良いものを簡単に生産者が作れなくなるような仕組みであったり、今までより制約がいろいろ多くなるようなことになっては困ると思っていましたので、これからも良い品種ができてくるとは思いますが、これを益々生産者が作りやすい状況で仕込んでくれて、使う私たちがより良いものを使えるような仕組みを作っていただければと思いますので、条例制定に少しでも協力できればと思っております。

○柳村会長

それでは、小野寺委員、お願いします。

○小野寺委員

我々生産者として、農業団体を代表して、今回のこの条例の制定に当たっては、各JAから非常に要求がありまして、道に何度も要請をさせていただいて、今回の条例制定に至っていただいたことを、心から感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。なお、こういった制定する中での条例の中で、今回は主要農作物という形で3品、米、大豆、小麦でしか言っていないわけではありますけれども、北海道は、特にこの他にも、馬鈴しょだとか、てん菜だとか主要な、日本を代表する農産物の生産地でもありますから、そういった部分での種子開発の部分と、我々今回、はじめてこの種子法と種苗法をごちゃ混ぜにして、生産者の方もかなり思っているところが多く、私自身も今まで生産者として作っている中で、これほど種苗法と種子法が全然違うものであって、そして、それは今後のいろいろな部分での知的財産であるとか、あるいは自分たちで増殖できるもの、できないもの、そういったもののあり方というものは、今度、部会の方でまたいろいろお話をさ

せてもらいますけれども、非常に厳しいものがある訳でありますけれども、我々農業団体としても、道と一緒に、生産者から麦の開発であるとか、あるいは米の開発のために生産者一人一人から1俵いくらというような形であり、キロいくらで拋出をしてもらったお金で、品種改良を試験場にお願いをして一緒にやっている訳でありますけれども、できたものが生産者の段階になって、本当は美味しい米を、ゆめぴりかを、タンパクが6.5以下とかで販売をしていきたい訳でありますけれども、それを厳しくやりますというと独禁法に引っかかるということで、消費者の方々に美味しいゆめぴりかであるけれども、6.5以下のタンパクのものでないものであってもゆめぴりかには間違いはないというような、そういった部分で消費者から、どうもこの頃のゆめぴりかは美味しくないとか、値頃感がないということをよく我々言われる訳でありますけれども、こういった部分も、今後、条例の中でどういうふうに行っているのかということと、生産者の方々が一番心配していたのは、今回種子法が廃止になることの一番の懸念は、アメリカのモンサントであるとか、あるいはカーギルに北海道の大豆であるとか、小麦の種子を全部牛耳られてしまうのではないかという、そういう生産者の不安から今回の種子法に替わる条例制定に向けて各JAから意見が出てきてしまったということであって、非常にこの部分の、先ほども堂地委員からありましたように、やはり生産者の方々に、もっともっと種苗法と種子法のことについてわかりやすく説明を全生産者にしていかなければ、将来、全部ごちゃ混ぜになっていきますし、それから、新しい種子をどんどん開発していただくための予算措置というのが、道がどれほどこれから持っていただけるのかということが、我々生産者にとっては非常に心配なところではありますし、今、研究機関が独立法人になってから、非常に人員も少なくなって、種子の開発というものに対して、一生懸命やっていた割には、非常にご苦労が多くて、新しい品種、新しい病気あるいはセンチウに強い品種を作り上げていくための、これらについても北海道の主要農産物でありますことから、この部分についても是非今回の条例の中に盛り込んでいただくということがJAとしてのお願いにしたいと思っていますし、内容の詳しいことについては、部会の方で、またいろいろございますので、お願いしたいと思いますが、道の条例としては何とか大きな予算確保をして、そして試験研究機関に対して十分な措置をしていただけるように是非ともお願いしたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

#### ○柳村会長

ただ今、4人の委員のご意見について、道の方からご説明をお願いします。

#### ○宮田生産振興局長

ありがとうございます。小林委員からは、制定する条例については、今後とも継続的にしっかりとやっていけるようなものにしてほしいというご意見、それから、小林雅子委員の方からは、先ほどの西田委員とも共通する部分があるかと思いましたがけれども、種子は財産ですので、そういった財産を条例でしっかりと守っていくことが必要だということ、それから川端委員は、特に品種開発の部分、道産小麦を主体にしながら、近年の品種開発

はすごいので、生産者がやりやすい状況を確保してほしいというお話、それから小野寺委員については、モンサントやカーギルといった種子メジャーなどに牛耳られるのではないかという不安があるのだけれども、やはりその分というのは、先ほどの堂地委員のお話と共通するのかもしれないけれども、誤解という部分が多いので、わかりやすい広報をとということ、それから予算措置のお話、それから今後の研究の部分についてのお話と受け止めました。

続けていける条例、そして財産としてしっかりと守っていくところというのは、この後具体的な素案、案を整備する中で、どのくらい反映していくのかということをやりたいと思いますし、試験研究の部分については、また本部長の方からもご意見をいただきたいと思っております。

広報の部分については、そこをしっかりと受け止めて何とか対応をしていきたいと思っております。

詳しい部分については、小野寺委員、また部会の方でも参加していただきますので、またよろしく願いいたします。研究の部分について、よろしく願いいたします。

#### ○竹内本部長

どうもありがとうございました。5ページの所にある品種開発のところですが、これにつきましては、我々道総研は8年前に独立行政法人になって、基本的には研究費等の予算については、道からの交付金で埋めさせてもらっています。その中でも、一部の主要農作物のものについては、小野寺委員から説明があったように、生産者からの拠出金で、試験研究にご支援いただいております。それをもって少しでも我々は生産者の方の収益が上がるような品種開発に取り組んでいきたいと思っております。まずは、生産者の方にとってより良い品種を作ることが我々の第一の責務ですので、これからも努力していきたいと思っております。まだまだ生産現場では、今年の出来を見ても、いろいろご苦労があるかと思っておりますけれども、まずは、生産者の方々のニーズが第一だと私たち考えていますので、これからもいろんなことを相談しながらやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

#### (4)主要農作物種子生産部会の設置について

##### ○柳村会長

それでは、委員の皆様から一通りご意見をいただきました。本日は、意見交換ということで、皆様からいただいたご意見を、この後予定されております部会の中で、さらに深めていきたい、それらを念頭に置きながら議論を進めていきたいというふうに思います。道におかれましても、本日出された意見に留意をしていただきながら、条例制定に取り組んでいただきますようお願いいたします。

これまでのご意見の中では、条例制定に対する異論は特になかったと思います。そこで、その条例制定に向けて、北海道農業・農村振興条例第34条に基づきまして、部会を設置

し、審議を付託していきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

#### ○北委員

異議ありません。

#### ○柳村会長

どうもありがとうございます。それでは、本審議会に「主要農作物種子生産部会」を設置し、審議を部会に付託することといたします。

次に、主要農作物種子生産部会に関わる部会委員の選定を行います。部会委員及び部会長につきましては、農業・農村振興審議会規則第2条及び第3条に基づき、会長が指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。

今、名簿をお配りしましたが、審議会委員から、小野寺委員、川端委員、吉村委員の3名の方を指名し、私も部会に加わります。また、特別委員として、貴島委員、山田委員、今井委員、大西委員の4名の方に加わっていただくこととしたいと思います。部会長は私が務めたいと思います。よろしく願いいたします。なお、「北海道農業・農村振興審議会の運営について」の第1の(2)のイという規定がございまして、部会の審議には審議会の会長、副会長が加わることとされております。堂地副会長には、部会への出席について、よろしく願いします。

では、最後の議題となります「その他」でございますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

### (5)その他

#### ○野口政策調整担当課長

参考資料の1にですね、今年度の審議日程について、ご報告させていただきます。本年度の開催計画、今年1月に報告した左側の内容から、右側のとおり変更させていただきます。今年度は本日を含めまして、審議会本体、部会とも3回、2回目は10月、3回目は12月に開催いたします。2回目は、本体会議では、11期の正副会長の選任などのほか、種子部会の審議状況の報告ですとか、委員が新しく改選されますので、改めて、本道農業・農村の現状、課題の報告を行います。また、部会では、本条例素案についての意見聴取を行います。12月の3回目は、条例案の意見聴取を行った後に、本体会議で、部会の審議状況の報告や、5期計画の中間点検についてご意見伺いたく、そのような予定となっておりますので、ご了承をお願い申し上げます。

#### ○柳村会長

今の審議会の日程についてはよろしいでしょうか。

それでは、畠山委員からお願いします。

## ○畠山委員

最初の動向のところ、農業・農村をめぐる動向ですね、そこで発言すれば良かったのかと思うのですけれども、しそびれたものですから、ここで一言ちょっと。昨年9月1日付けです、全ての加工食品の原料原産地表示が施行されて、5年間の猶予はあるのですけれども、重量順第1位のものという限定もありますけれども、消費者及び食品事業者などの産地表示に対する関心が高まって行くのかなというふうに思いますので、北海道はこれだけ頑張って農業生産を上げているわけなので、もっともっとというのも酷なようですけれども、そういったことを踏まえながら、生産をもっともっと上げていただけたらというふうに思います。お願いします。

## ○柳村会長

特に道の方からのご発言、よろしいですか。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたけれども、全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは最後になりますけれども、今回の審議会が、第10期委員での最後の会合となります。今期をもちまして委員を交代される方がいらっしゃいます。北委員、小林政幸委員、鳩委員、西田委員、畠山委員、それから本日ご欠席ですけれども、生方委員、尾田委員、合計7名の方がいらっしゃいます。退任される委員の皆様には、本審議会の審議に当たりまして、貴重なご意見、ご助言をいただきましたことについて、心から感謝申し上げます。引き続き北海道農業・農村の発展にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。本当にご苦労さまでございました。

それでは、ここで進行を事務局の方にお返しいたします。

## ○山根主幹

ありがとうございます。以上をもちまして、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。ご出席の皆様、大変ありがとうございました。最後に農政部長から一言御礼申し上げます。

## ○梶田農政部長

今の議題となりました種、種子につきましては、皆様の方からたくさんのご意見をいただきました。また、基本的には私どもも考え方と気持ちは一緒でございます。様々な議論がこれから予定されておまして、細かい話、テクニックの話、そして今後、予算の話も含めまして、北海道としてのスタンスがしかと問われてくるものと思っております。そうした意味からも貴重なご意見をいただきました。これをしっかり踏まえまして、私どもも議会との議論をさせていただきながら、そしてまたさらに、部会の方での熱心なご議論をいただきながら、しっかり内容を詰めていきたいなというふうに思っております。

そしてこの間ですね、ご審議に加わっていただきました委員の皆様、小林政幸委員、鳩委員、西田委員、畠山委員、そして北委員、そして今日欠席されておりますけれども、生

方、尾田委員。この間の中で、北海道の農業は、本当にめまぐるしく変わってきております。そしてこれからもまだまだ変わってくるのではないかと考えてございますけれども、この審議会が置かれております最初の根拠でございます農業・農村振興条例は、北海道の農業をしっかりと財産として次の世代に引き継いで行くために、今やるべきことは何なのかということを審議する場だというふうに定められております。引き続き、是非委員の皆様にも様々なご意見、現地の意見、そしてそれぞれのお立場での貴重な意見をいただきながら、私どもも施策に反映させていきたいと思っております。引き続き、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

### ○山根主幹

これをもちまして、平成30年度第1回北海道農業・農村振興審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。